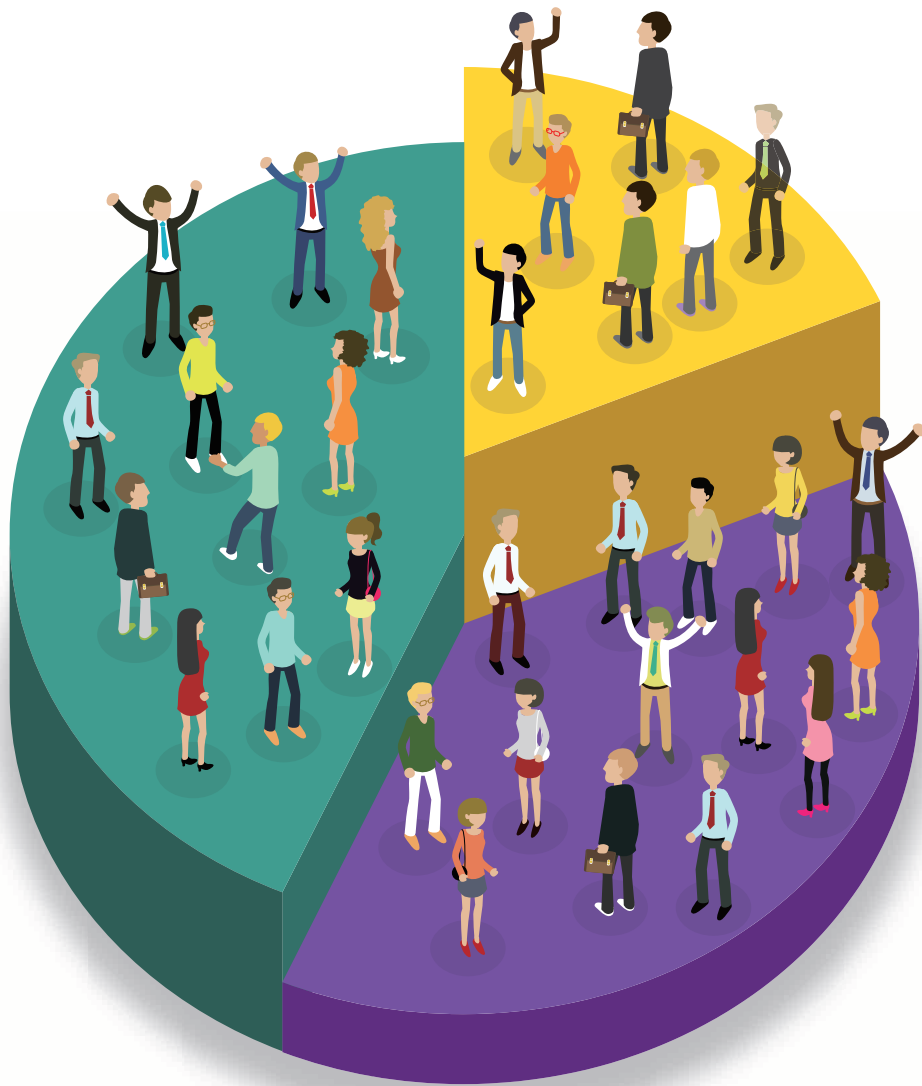


平成30年度中小企業労働事情実態調査報告書

神奈川県の労働事情



連携で明日を拓く



神奈川県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

神奈川県の労働事情 平成30年度中小企業労働事情実態調査報告書

目次

はじめに	1
I 総括	1
II 調査概要	1
III 調査結果報告	
従業員構成について	
1. 常用労働者の男女別構成比	2
2. 女性常用労働者比率	2
3. 従業員の雇用形態別構成比	3
経営状況について	
1. 経営状況	3
2. 主要事業の今後の方針	4
3. 経営上の障害	4
4. 経営上の強み	5
従業員の労働時間について	
1. 週所定労働時間	6
2. 月平均残業時間	7
従業員の有給休暇について	7
新規学卒者の採用について	
1. 平成30年3月の新規学卒者の採用計画	8
2. 平成30年3月新規学卒者の採用充足率および採用人数	8
3. 平成30年3月新規学卒者の初任給	8
4. 平成31年3月の新規学卒者の採用計画	9
長時間労働、同一労働同一賃金への対応について	
1. 長時間労働への対応	9
2. 同一労働同一賃金への対応	10
有期労働契約に関する無期転換ルールについて	
1. 無期転換ルールの認知状況について	11
2. 無期転換ルールの対象者の有無	12
3. 無期転換ルールの申込みの有無	12
参考 無期転換ルールの認知度・申込みの有無（県別）	13
賃金改定について	
1. 賃金改定の実施状況	14
2. 賃金改定の内容	14
3. 賃金改定の決定要素	15
4. 平均昇給額と平均昇給率	15

【参考資料】

平成30年度中小企業労働事情実態調査票
回答事業所数の内訳

平成30年度中小企業労働事情実態調査報告書

はじめに

本調査は、中小企業における労働事情(経営状況、労働時間、雇用環境、賃金など)を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的に、昭和39年から毎年全国一斉に実施しています。本調査実施にあたって、ご協力いただいた中小企業並びに関係者各位に、深く感謝申し上げます。本調査結果が労働事情の理解の一助となり、今後の中小企業関係の皆様方のために多少なりとも寄与できれば幸いです。

I 総括

◆経営状況は「良い」が増加、経営上の障害は「人材不足(質の不足)」が1位、「人材不足(量の不足)」が2位

平成30年7月1日の調査時点における経営状況は、「良い」23.5%、「悪い」27.3%で、前年に比べ、「良い」が7.1ポイント増加し、「悪い」が1.7ポイント増加したが、「良い」と「悪い」の差は前年の9.2ポイントから3.8ポイントに縮まった。

一方で、経営上の障害は「人材不足(質の不足)」が48.1%で、前年に引き続き最も多く、次いで、「人材不足(量の不足)」が36.6%で、前年の第4位から第2位へ浮上し、人材の確保が課題となっている。

◆長時間労働への対応は「人員の増員・配置見直し」が最多、同一労働同一賃金への対応は「定期昇給の実施」「手当の支給」「賞与の支給」が最多

長時間労働への対応として実施している(今後実施していこうとする)方策については、「人員の増員・配置見直し」が35.3%と最も多く、同一労働同一賃金への対応として実施している(今後実施していこうとする)方策については、「定期昇給の実施」「手当の支給」「賞与の支給」の3項目が24.6%と同率で最も多くなっている。

◆無期転換ルールの認知度は70.1%、対象者は28.7%、申込者は16.5%

有期労働契約に関する無期転換ルールを「知っている」事業所は70.1%で、無期転換ルールの対象となる従業員が「いる」事業所は28.7%あり、そのうち無期転換ルールに基づく無期転換の申込みが「あった」事業所は16.5%となっている。

◆平均昇給額、平均昇給率ともに3年ぶりに上昇。平均賃金は全国1位

平成30年1月1日から7月1日の間の賃金改定の実施状況については、「上げた」と回答した事業所が55.6%で最も多く、前年の52.8%から2.8ポイント増加した。

賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した事業所の平均昇給額と平均昇給率は、平均昇給額が6,376円(前年比+972円)、平均昇給率は2.19%(同+0.25ポイント)で、昇給額・昇給率ともに3年ぶりに上昇し、平均賃金は、297,832円で全国で1位となっている。

II 調査概要

◆調査時点：平成30年7月1日

◆調査方法

製造業、非製造業の割合及び業種、従業員数規模の割合が一定になるように、神奈川県内の中小企業1,500事業所を任意に抽出し、調査票を郵送する方式で実施した。

郵送した業種別の割合は右表のとおり。

◆回答状況

有効回答数：450通(回答率30.0%)

回答事業所の従業員数規模、業種内訳の詳細は、【参考資料】「回答事業所数の内訳」のとおり。

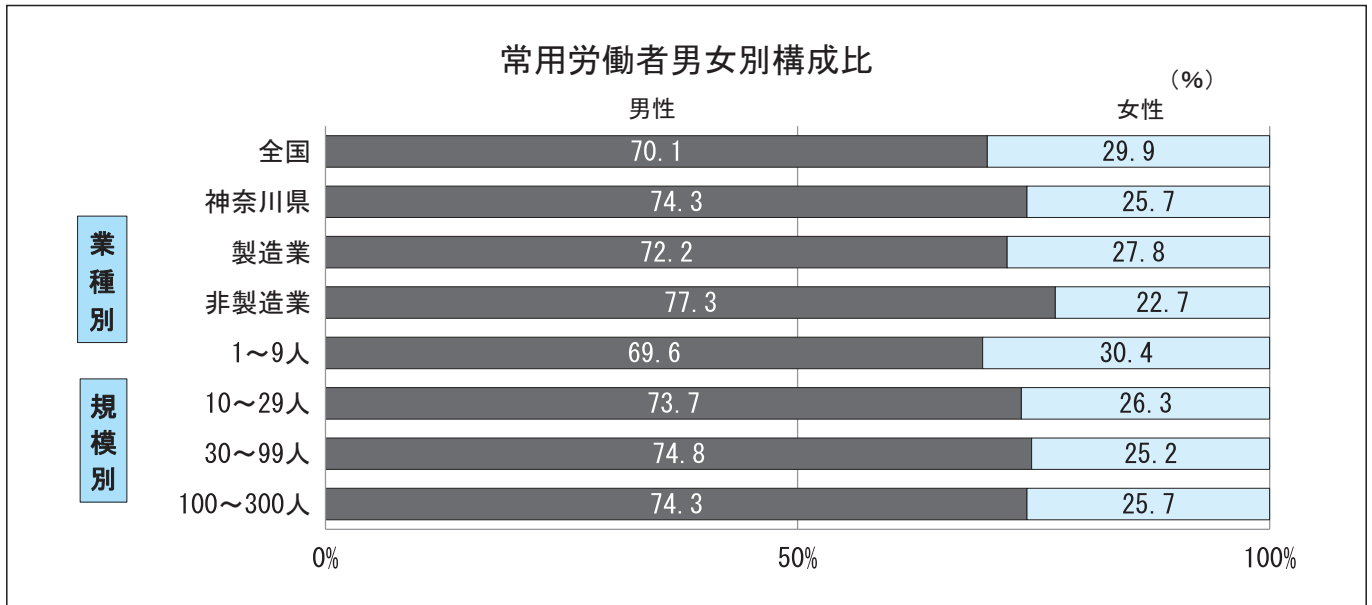
調査対象事業所業種別内訳		
業種	割合	件数
製造業	55.3%	830
情報通信業	2.7%	40
運輸業	10.0%	150
建設業	10.6%	160
卸売業	5.4%	80
小売業	6.0%	90
サービス業	10.0%	150
合計		1,500

Ⅲ 調査結果報告

従業員の構成について

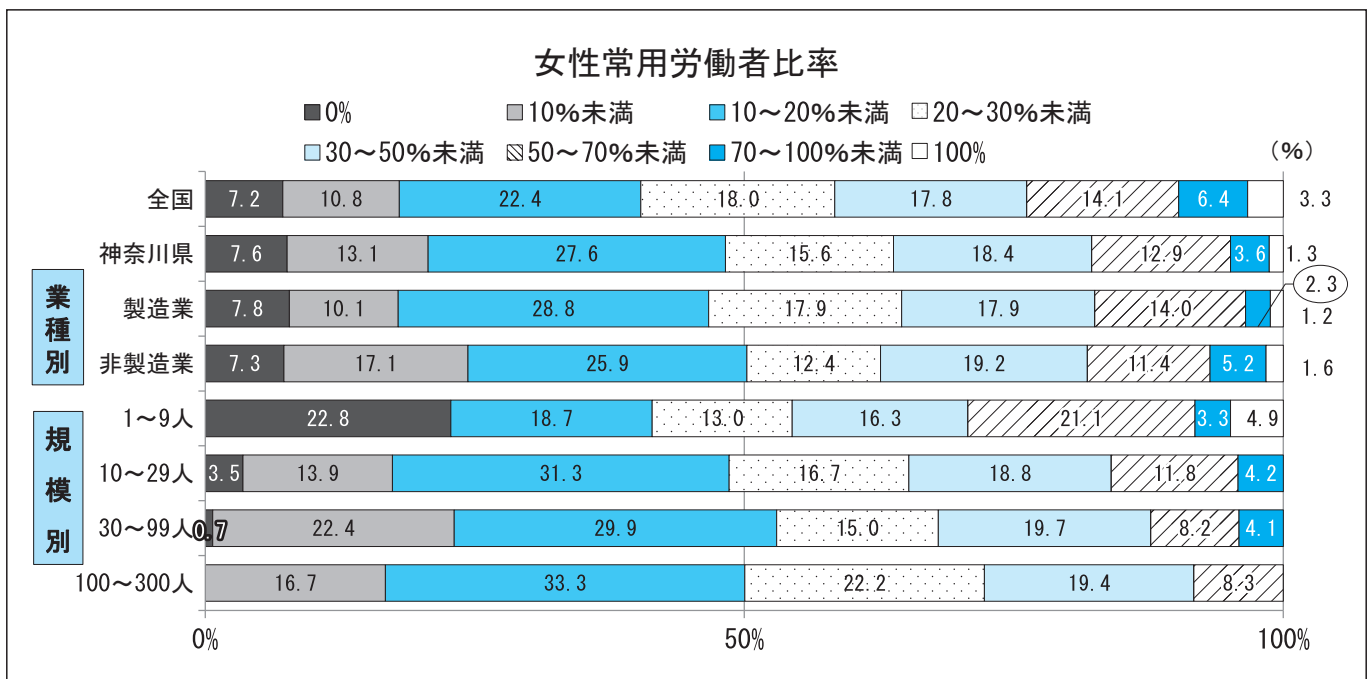
1. 常用労働者の男女別構成比

常用労働者の男女別構成比は、男性74.3%（前年73.6%）、女性25.7%（同26.4%）となっている。依然として、男性の割合が全国平均(男性70.1%、女性29.9%)と比べて高いが、業種別では、製造業で前年(72.8%)より0.6ポイント減少した。



2. 女性常用労働者比率

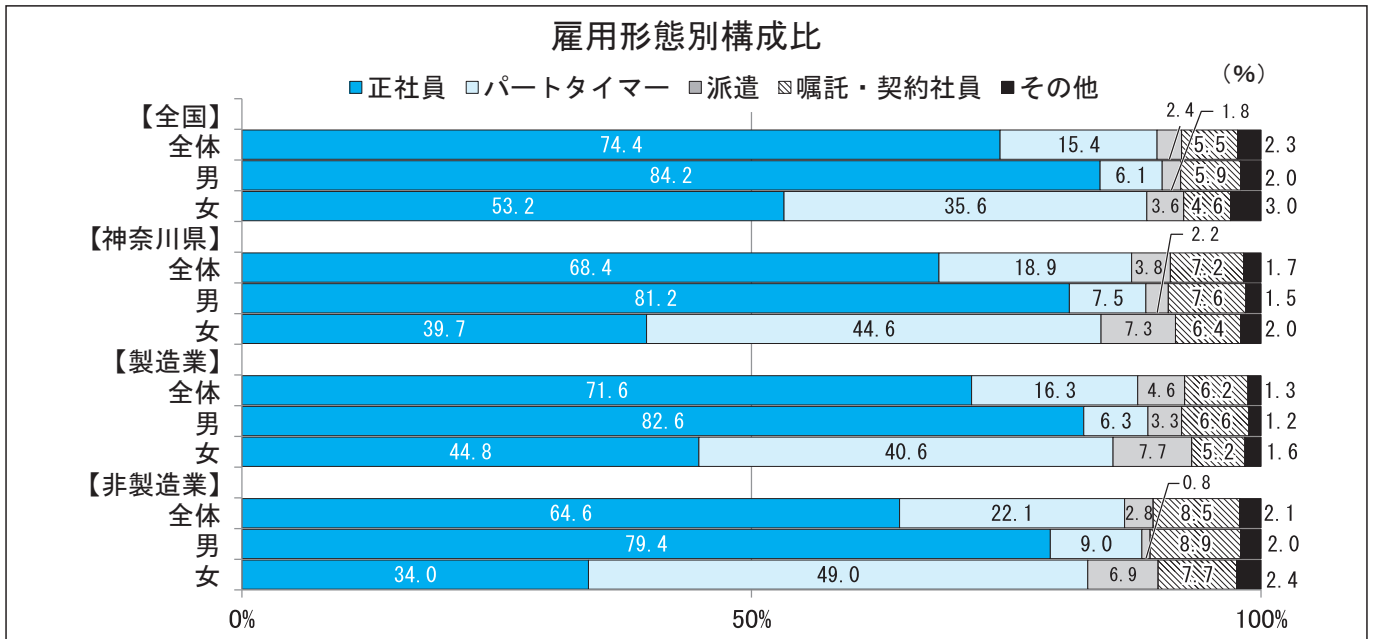
常用労働者全体に占める女性の比率は、「10～20%未満」が27.6%（前年比+0.6ポイント）と最も多く、次いで、「30～50%未満」が18.4%（同+0.6ポイント）、「20～30%未満」が15.6%（同-1.8ポイント）の順となっている。「0%」の割合は、前年より1.4ポイント増加し7.6%となっており、従業員数規模別では「1～9人」の事業所において前年より5.7ポイント増加し、22.8%となっている。



3. 従業員の雇用形態別構成比

従業員の雇用形態別構成比についてみると、「正社員」の割合は68.4%（前年比-2.8ポイント）となっている。男女別では、男性81.2%（同+0.7ポイント）、女性39.7%（同-7.2ポイント）であり、前年同様、全国平均を下回っている。

業種別でみると、製造業では「正社員」が71.6%（同-0.7ポイント）、次いで、「パートタイマー」が16.3%（同+1.4ポイント）、非製造業では「正社員」が64.6%（同-4.8ポイント）、次いで、「パートタイマー」が22.1%（同+2.0ポイント）となっており、製造業、非製造業ともに、前年より「正社員」の割合が減少し、「パートタイマー」の割合が増加している。

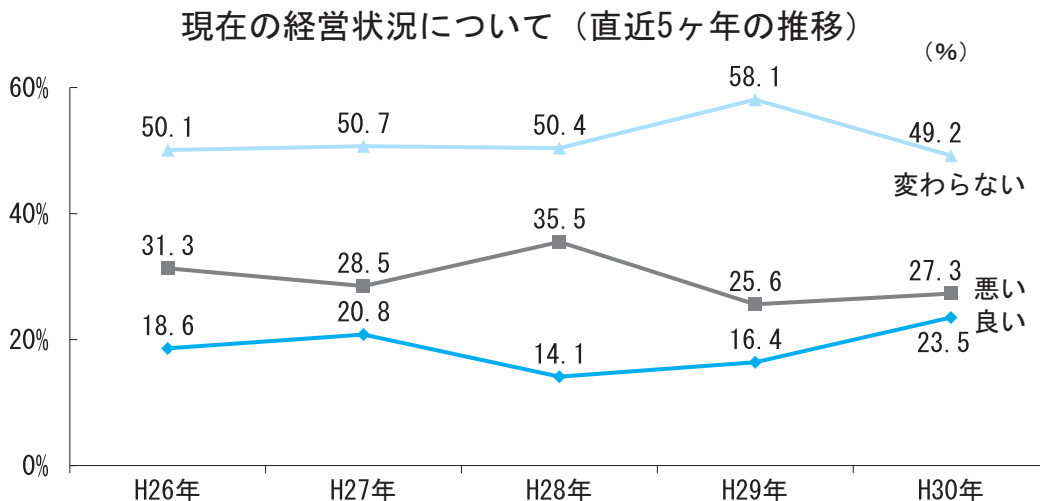


経営状況について

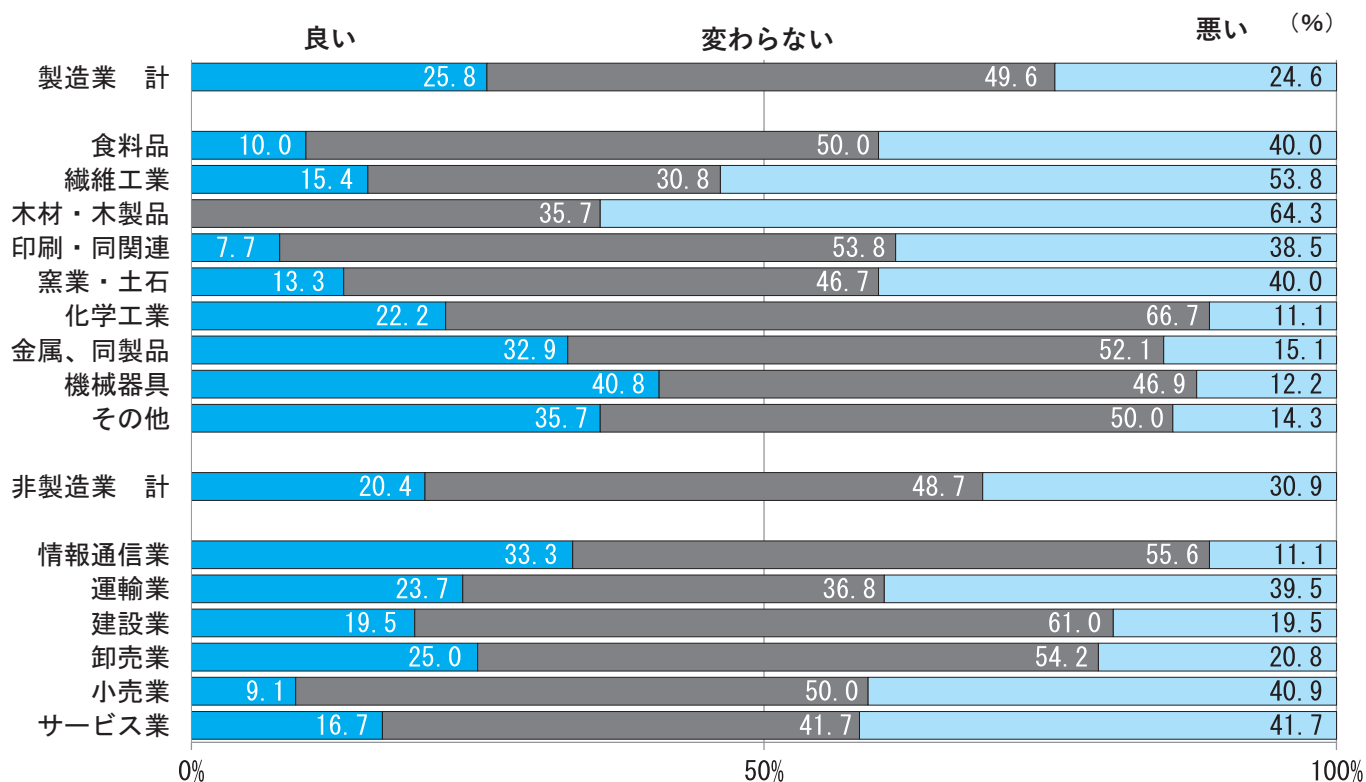
1. 経営状況

現在の経営状況は1年前と比べて、「良い」23.5%、「悪い」27.3%、「変わらない」49.2%となっている。前年に比べ、「良い」（前年16.4%）が7.1ポイント増加、「悪い」（同25.6%）が1.7ポイント増加、「変わらない」（同58.1%）が8.9ポイント減少している。

業種別でみると、製造業では「良い」25.8%（前年17.7%）、「悪い」24.6%（同25.2%）、「変わらない」49.6%（同57.1%）となっており、非製造業では「良い」20.4%（前年14.4%）、「悪い」30.9%（同26.1%）、「変わらない」48.7%（同59.4%）となっている。

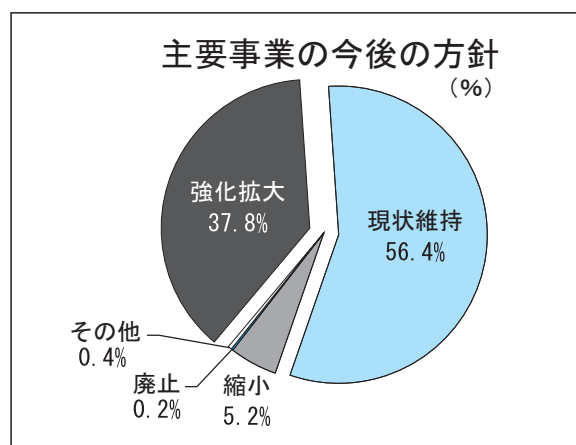


現在の経営状況について（業種別）



2. 主要事業の今後の方針

現在行っている主要な事業の今後の方針についてみると、前年と同様「現状維持」が最も多く56.4%（前年比+ 1.1ポイント）、次いで、「強化拡大」が37.8%（同-1.0ポイント）、「縮小」が5.2%（同+ 1.7ポイント）、「その他」0.4%（同- 0.8ポイント）、「廃止」0.2%（同- 1.0ポイント）の順となっており、前年に比べ、「現状維持」の割合が増加している。



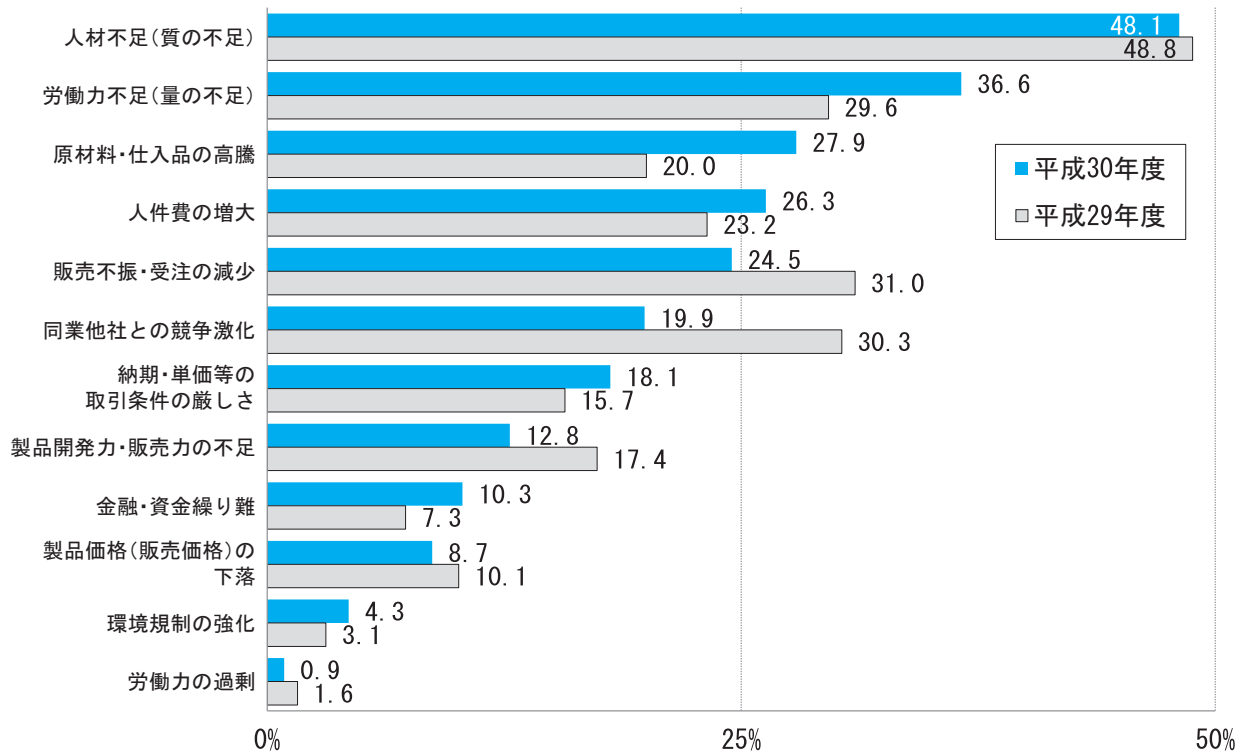
3. 経営上の障害(3つ以内の複数回答)

現在どのようなことが経営上の障害となっているかについては、「人材不足(質の不足)」が48.1%（前年比-0.7ポイント）で前年と同様に最も多い。次いで、「労働力不足(量の不足)」36.6%（同+7.0ポイント）、「原材料・仕入品の高騰」27.9%（同+7.9ポイント）、「人件費の増大」26.3%（+3.1ポイント）の順となっている。前年4位であった「労働力不足(量の不足)」が2位に浮上しており、「人材不足(質の不足)」と併せて人材の確保が課題であることが窺える。

業種別でみると、前年に引き続き、製造業と非製造業いずれにおいても「人材不足(質の不足)」が最も多く、製造業では48.6%（前年比+1.2ポイント）、非製造業では47.3%（同-3.6ポイント）となっている。次いで、製造業では「原材料・仕入品の高騰」34.7%（同+10.0ポイント）、非製造業では「労働力不足(量の不足)」44.1%（同+5.8ポイント）となっている。

経営上の障害（3つ以内の複数回答）

(%)



経営上の障害(業種別の上位5位)

()内は前年順位

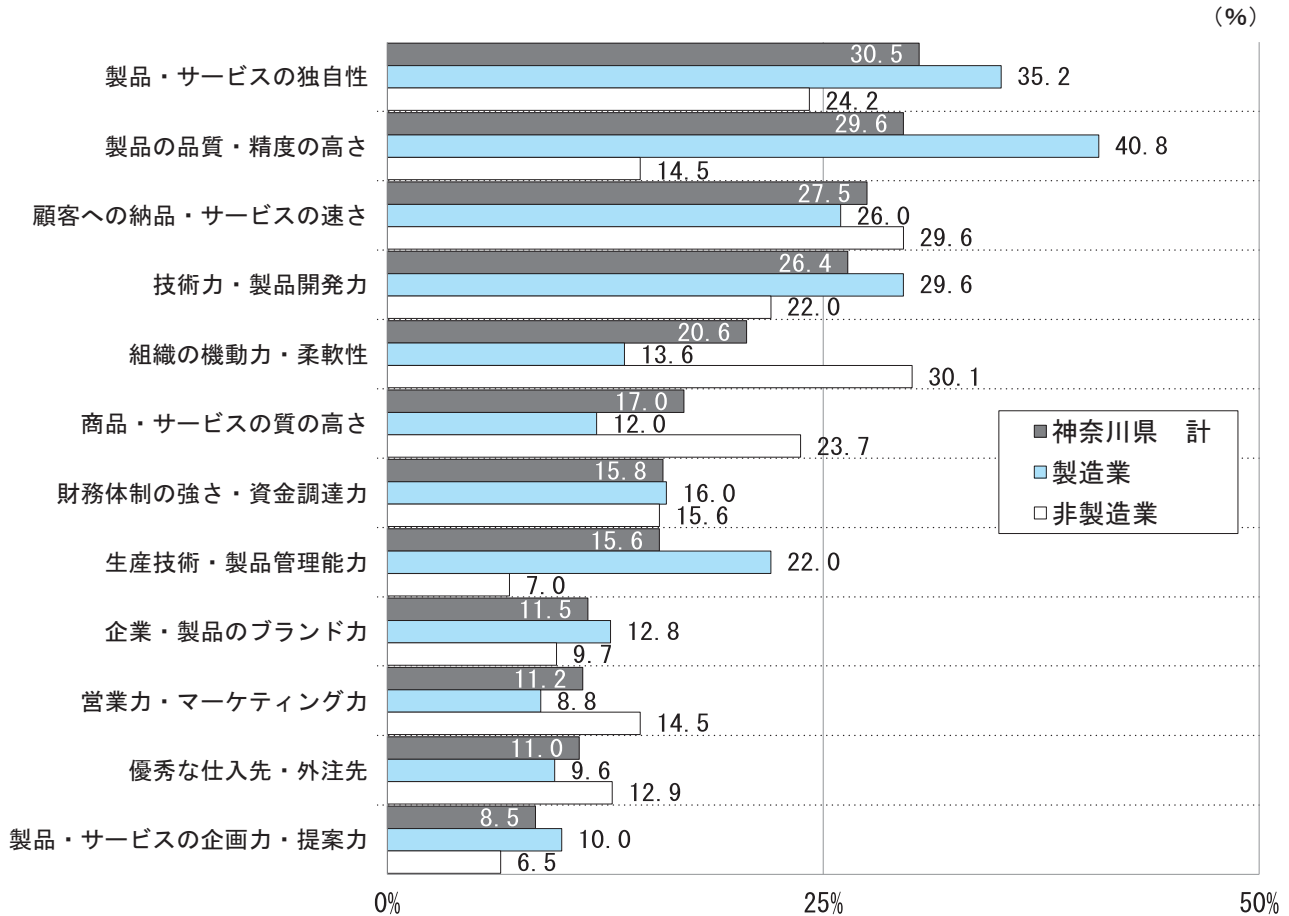
順位	神奈川県全体		製造業		非製造業	
	障害の種類	割合 (%)	障害の種類	割合 (%)	障害の種類	割合 (%)
1	人材不足(質の不足)(同)	48.1%	人材不足(質の不足)(同)	48.6%	人材不足(質の不足)(同)	47.3%
2	労働力不足(量の不足)(4)	36.6%	原材料・仕入品の高騰(3)	34.7%	労働力不足(量の不足)(3)	44.1%
3	原材料・仕入品の高騰(圏外)	27.9%	労働力不足(量の不足)(圏外)	31.1%	人件費の増大(4)	32.8%
4	人件費の増大(5)	26.3%	販売不振・受注の減少(2)	25.5%	販売不振・受注の減少(5)	23.1%
5	販売不振・受注の減少(2)	24.5%	人件費の増大(圏外) 納期・単価等の取引条件の厳しさ(圏外)	21.5%		

4. 経営上の強み(3つ以内の複数回答)

経営上の強みについてみると、「製品・サービスの独自性」が30.5%（前年比+2.3ポイント）で最も多く、次いで、「製品の品質・精度の高さ」29.6%（同+1.4ポイント）、「顧客への納品・サービスの速さ」27.5%（同-3.6ポイント）の順となっている。

業種別でみると、製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が40.8%（前年比+2.6ポイント）で、神奈川県平均(29.6%)を大きく上回り最も多く、次いで、「製品・サービスの独自性」35.2%（同+3.7ポイント）、「技術力・製品開発力」29.6%（同+0.5ポイント）の順となっている。非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」30.1%（同+4.4ポイント）が最も多く、次いで、「顧客への納品・サービスの速さ」29.6%（同-2.7ポイント）、「製品・サービスの独自性」24.2%（同+0.4%）の順となっている。

経営上の強み（3つ以内の複数回答）

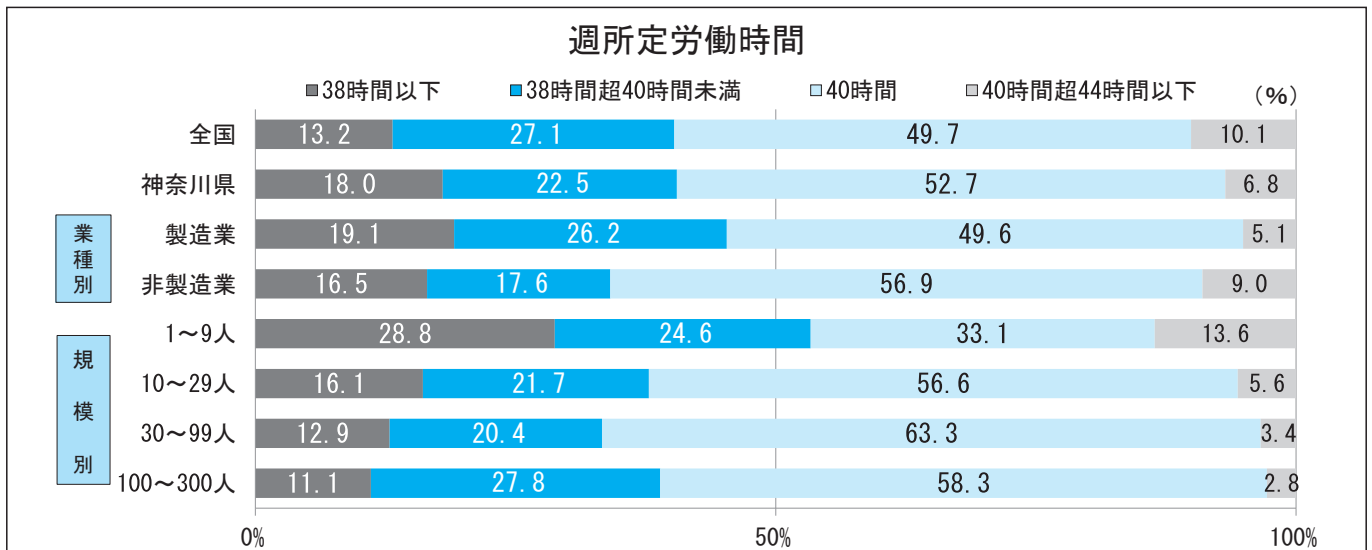


従業員の労働時間について

1. 週所定労働時間

従業員の週所定労働時間は、「40時間」が52.7%（前年比+2.8ポイント）と最も多く、次いで、「38時間超40時間未満」が22.5%（同-0.4ポイント）となっている。

「40時間超44時間以下」の割合についてみると、従業員数規模別では、「1～9人」の事業所が13.6%と前年同様最も多いが、前年の16.5%より2.9ポイント減少している。また、「10～29人」の事業所でも5.6%と前年の5.9%より0.3ポイント減少している。



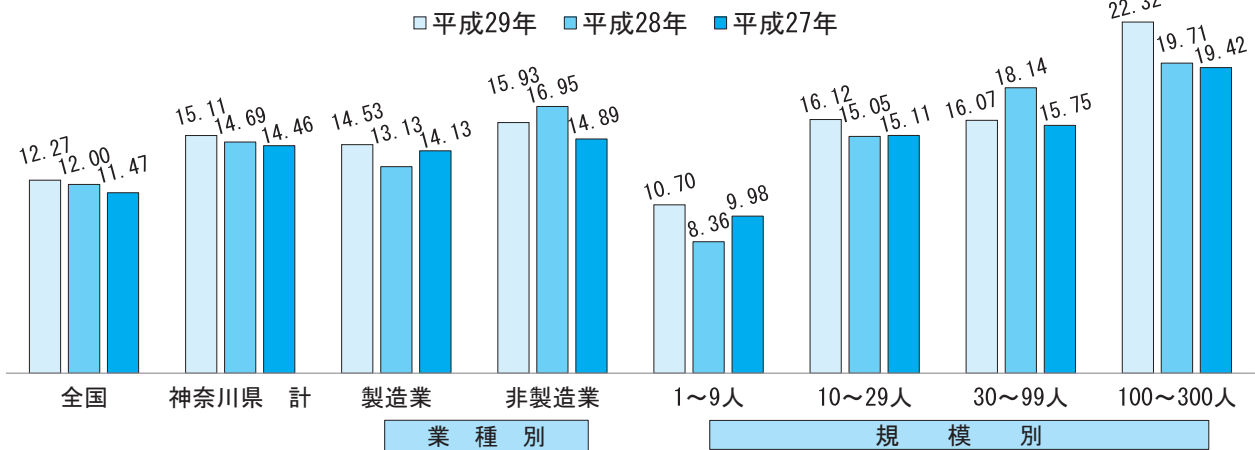
2. 月平均残業時間

平成29年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)は、15.11時間となっている。前年(平成28年)の14.69時間より0.42時間の増加、前前年(平成27年)の14.46時間より0.65時間の増加であり、3年連続の増加となり、おおよそ「人材不足」が背景にあるものと推測される。

業種別でみると、製造業で14.53時間、非製造業で15.93時間と、依然として非製造業が製造業を上回っている。製造業で前年の13.13時間より1.40時間増加しているのに対し、非製造業では前年の16.95時間より1.02時間減少している。

従業員数規模別でみると、「1～9人」の事業所では10.70時間であり、前年の8.36時間より2.34時間増加しているのに対し、「30～99人」の事業所では16.07時間であり、前年の18.14時間より2.07時間減少している。

直近3カ年の月平均残業時間の推移 (単位：時間)



従業員の有給休暇について

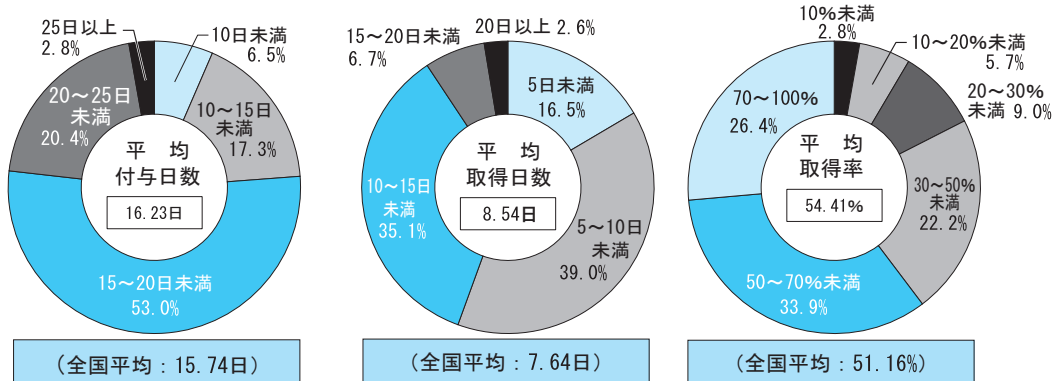
従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」が53.0% (前年53.9%)と最も多く、次いで、「20～25日未満」20.4% (同21.3%)、「10～15日未満」17.3% (同16.5%)の順となっており、神奈川県の平均付与日数は16.23日(全国平均15.74日)である。

平均取得日数は、「5～10日未満」が39.0% (前年37.9%)と最も多く、次いで、「10～15日未満」35.1% (同31.2%)、「5日未満」16.5% (同18.1%)の順となっている。神奈川県の平均取得日数は8.54日(全国平均7.64日)である。

平均取得率は、「50～70%未満」が33.9% (前年30.4%)と最も多く、次いで、「70～100%」26.4% (同29.3%)、「30～50%未満」22.2% (同22.1%)の順となっている。神奈川県の平均取得率は54.41% (全国平均51.16%)である。

また、業種別でみると、製造業では平均取得率55.51% (前年56.39%)、非製造業52.95% (同53.05%)となっており、従業員規模別でみると、「10～29人」の事業所が55.69% (前年52.07%：4位)で最も多くなっている。なお、前年の最多は「1～9人」の事業所において62.90%であった。

年次有給休暇取得状況



新規学卒者の採用について

1. 平成30年3月新規学卒者の採用計画

平成30年3月の新規学卒者採用計画は、神奈川県全体では「あった」が23.2%、「なかった」が76.8%となっており、採用計画のあった事業所は、前年に引き続き全国平均の21.4%を上回っている。

2. 平成30年3月新規学卒者の採用充足率および採用人数

採用充足率では、最も高かったのは「短大卒(含高専)：技術系」(90.0%)で、次いで、「専門学校卒：技術系」(87.5%)、「高校卒：事務系」(85.7%)、「大学卒：事務系」(73.5%)の順となっている。

平均採用人数では、「大学卒：事務系」(2.40人)が最も多く、次いで、「大学卒：技術系」(2.32人)、「高校卒：技術系」(1.97人)の順となっている。

採用種別でみると、技術系では、すべての学卒別において平均採用人数が全国平均を上回っており、事務系では、「大学卒」のみが2.40人で、全国平均(1.95人)を上回っている。

枠内左が採用充足率、右が採用人数。()内は前年度の値

		高校卒		専門学校卒		短大卒 (含高専)		大学卒	
		充足率	人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率	人数
技術系	全 国	74.7%	1.95 人	85.5%	1.49 人	86.9%	1.28 人	77.1%	1.97 人
		(78.4)	(1.98)	(86.6)	(1.60)	(84.6)	(1.29)	(78.7)	(2.05)
神奈川県	全 国	55.3%	1.97 人	87.5%	1.50 人	90.0%	1.80 人	72.5%	2.32 人
		(76.0)	(2.11)	(75.0)	(1.80)	(87.5)	(1.17)	(76.0)	(2.39)
事務系	全 国	85.0%	1.80 人	94.4%	1.32 人	88.8%	1.19 人	83.1%	1.95 人
		(89.1)	(1.85)	(93.7)	(1.37)	(92.3)	(1.25)	(84.6)	(2.08)
神奈川県	全 国	85.7%	1.50 人	-	-	66.7%	1.00 人	73.5%	2.40 人
		(95.8)	(1.92)	(75.0)	(2.00)	(100.0)	(1.00)	(84.9)	(2.81)

3. 平成30年3月新規学卒者の初任給

平成30年3月新規学卒者の平均初任給額(加重平均：採用者1人当たり)は、技術系では「大学卒」が209,713円と最も高く、全国平均201,166円と比べても8,547円高い。事務系でも、技術系と同じく「大学卒」が200,955円と最も高いが、全国平均195,903円との差は5,052円であり、技術系を下回っている。

業種別でみると、事務系の「短大卒(含高専)」において、製造業では167,000円となっており、前年の210,000円より43,000円減少しており、非製造業では211,200円となっており、前年の175,180円より36,020円上昇している。

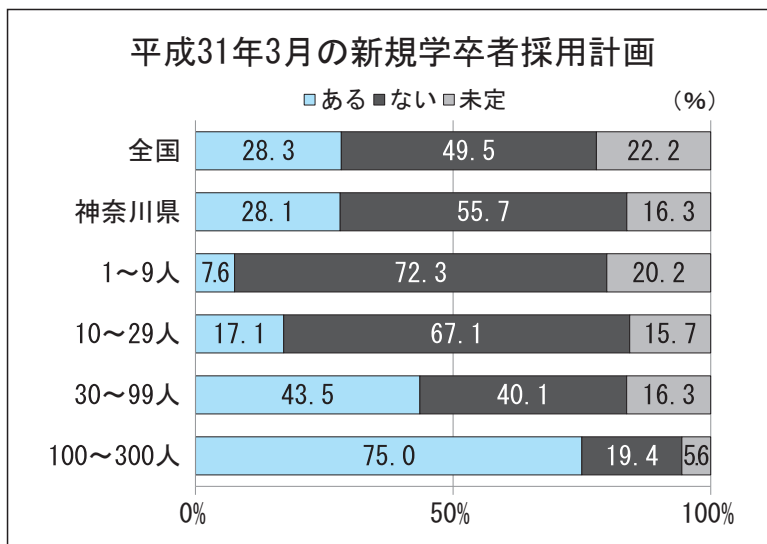
	神奈川県		製造業		非製造業	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
高校卒	177,015 円	173,442 円	173,084 円	168,163 円	184,876 円	184,000 円
専門学校卒	191,254 円	-	188,350 円	-	192,706 円	-
短大卒 (含高専)	182,233 円	189,100 円	181,683 円	167,000 円	183,333 円	211,200 円
大学卒	209,713 円	200,955 円	213,914 円	203,984 円	204,694 円	199,027 円

4. 平成31年3月の新規学卒者の採用計画

平成31年3月の新規学卒者の採用計画は、「ある」28.1%、「ない」55.7%、「未定」16.3%となっている。採用計画が「ある」と回答した事業所の割合は前年(25.2%)に比べ2.9ポイント上昇したが、全国平均(28.3%)と比べると0.2ポイント低くなっている。

従業員数規模別では、「ある」の割合は従業員の規模が大きくなるごとに上昇し「100～300人」の事業所で75.0%となっている。

業種別では、製造業で27.2%と全国平均より下回っているが、非製造業では29.3%となっており、全国平均よりも上回っている。



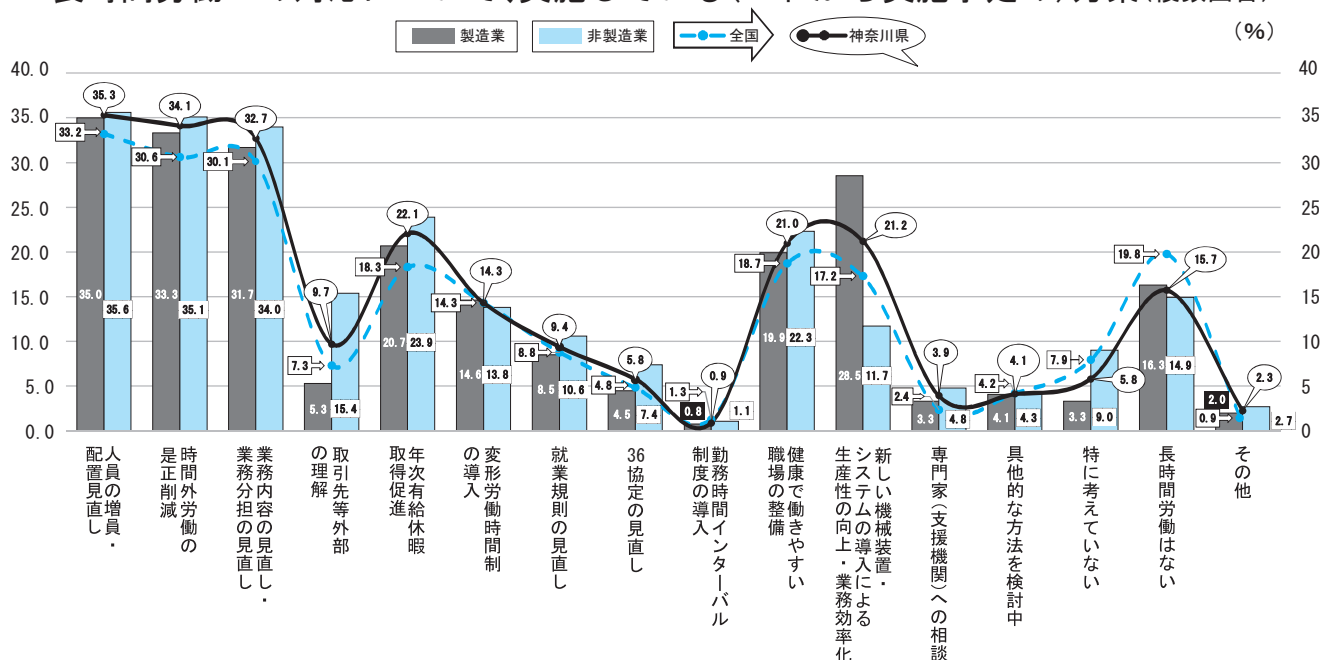
長時間労働、同一労働同一賃金への対応について

1. 長時間労働への対応(複数回答)

長時間労働への対応として実施している(今後実施していこうとする)方策については、「人員の増員・配置見直し」35.3%、次いで、「時間外労働の是正・削減」34.1%、「業務内容見直し・業務分担見直し」32.7%、「年次有給休暇取得促進」22.1%の順となっている。業種別にみてもほぼ同様の順となっている。

「長時間労働はない」と回答した事業所は15.7%で、全国平均の19.8%と比べ4.1ポイント低くなっている。なお、従業員数規模別でみると、「1～9人」の事業所において23.7%と最も多く、全国平均よりも3.9ポイント高くなっている。

長時間労働への対応について、実施している(これから実施予定の)方策(複数回答)

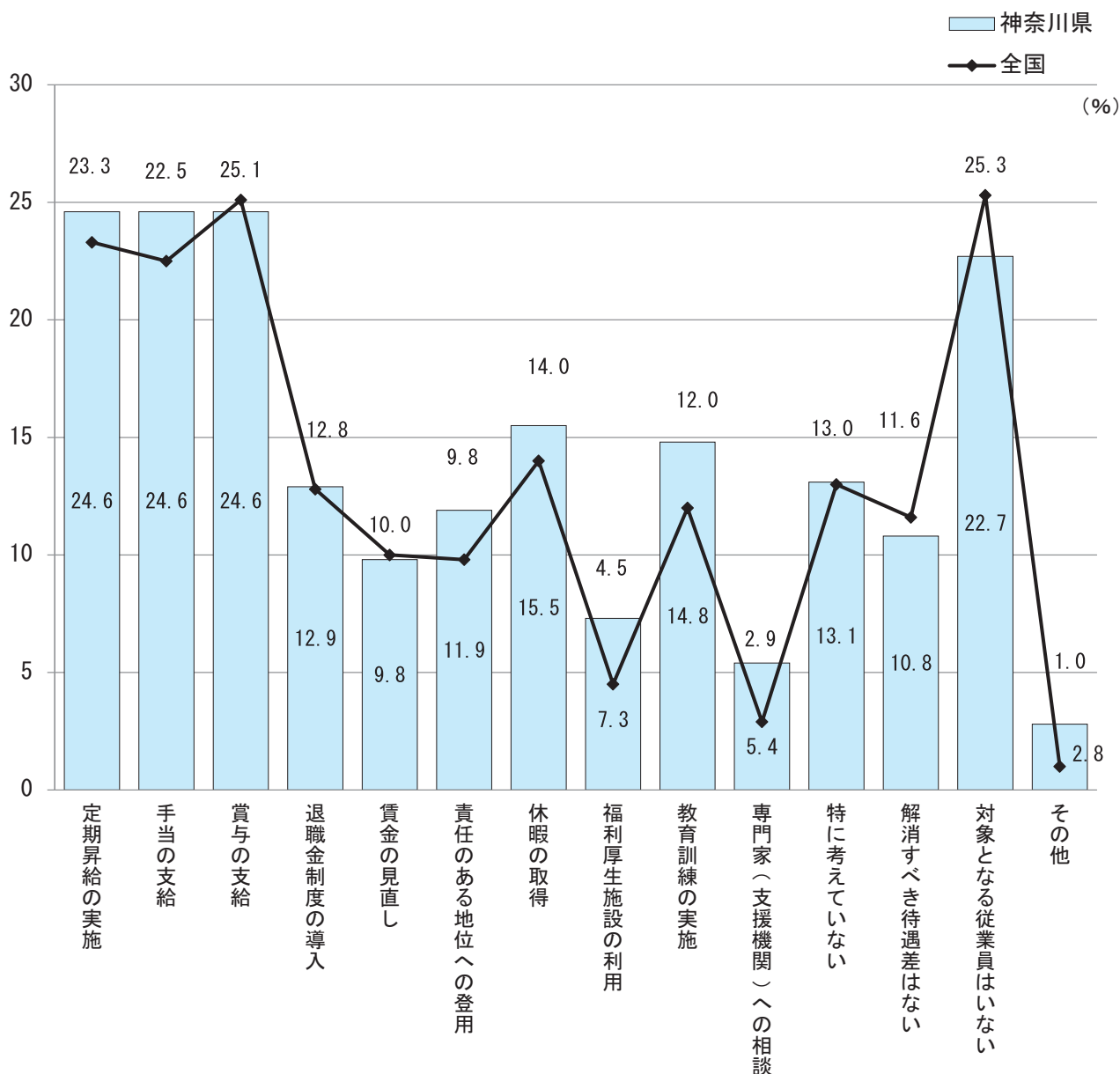


2. 同一労働同一賃金への対応(複数回答)

同一労働同一賃金への対応として実施している(今後実施していこうとする)方策については、「定期昇給の実施」「手当の支給」「賞与の支給」の3つの項目が24.6%と同率で1位となっている。

次いで、「対象となる従業員はいない」22.7%、「休暇の取得」15.5%の順となっている。なお、「対象となる従業員はいない」と回答した事業所について業種別にみると、製造業では17.2%であり、全国平均(25.3%)より下回っているが、非製造業では30.1%であり、神奈川県を7.4ポイント、全国の平均を4.8ポイント、それぞれ上回っている。

同一労働同一賃金への対応について、実施している(実施予定)(複数回答)



★同一労働同一賃金とは？

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

有期労働契約に関する無期転換ルールについて

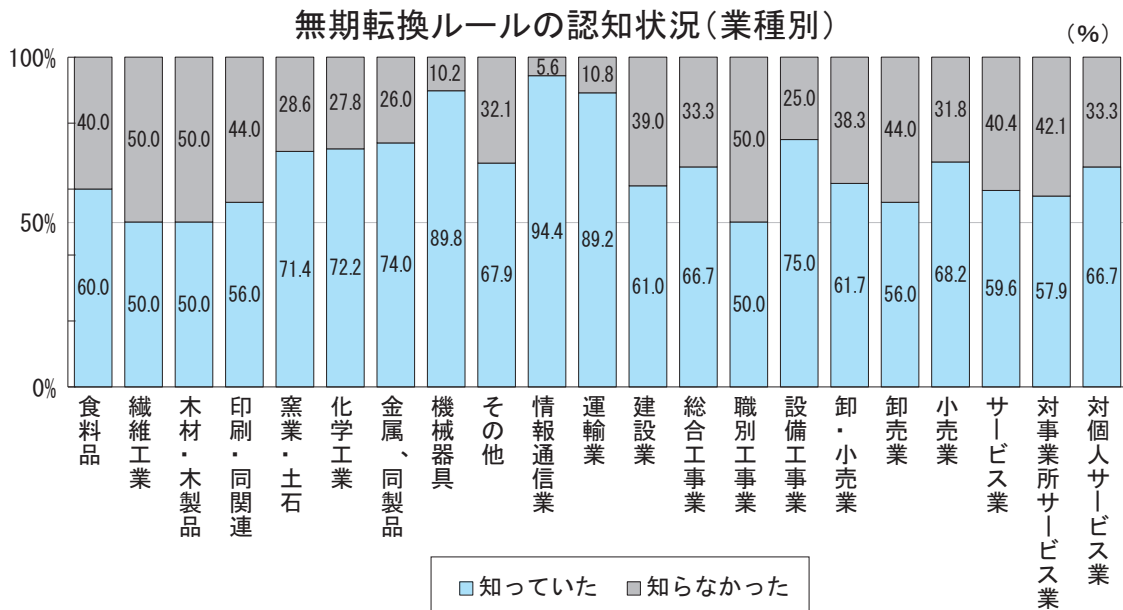
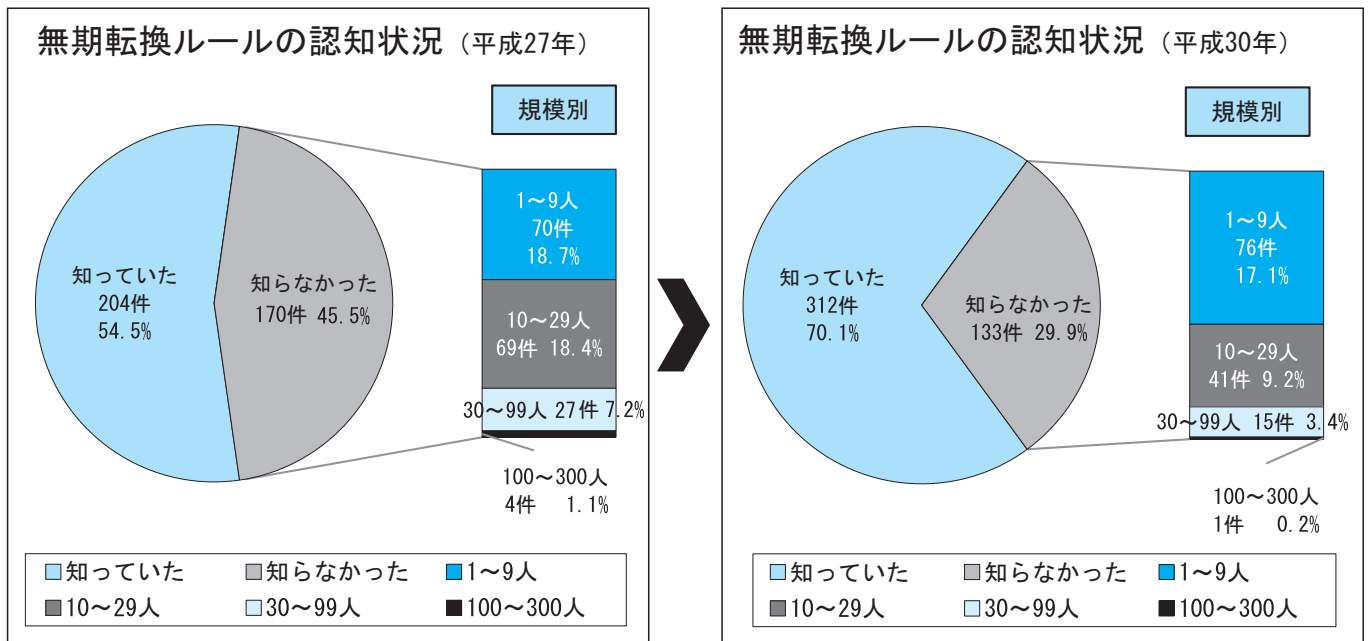
1. 無期転換ルールの認知状況について

労働契約法の改正により、平成25年4月から導入されている有期労働契約に関する無期転換ルールの認知状況は「知っていた」が70.1%（平成27年調査54.5%）、「知らなかった」が29.9%（平成27年調査45.5%）となっている。

前回調査した平成27年調査と比較すると、平成27年調査では「知っていた」が54.5%であったのに対し、今回の平成30年調査では「知っていた」が70.1%であり、認知度は15.6ポイント上回っている。

「知らなかった」と回答した事業所の従業員数規模別でみると、「10～29人」の事業所では9.2%（平成27年調査18.4%）、「30～99人」の事業所では3.4%（平成27年調査7.2%）と前回調査よりも半数程度ポイントが減少し、認知度が上がってきたことが窺える。

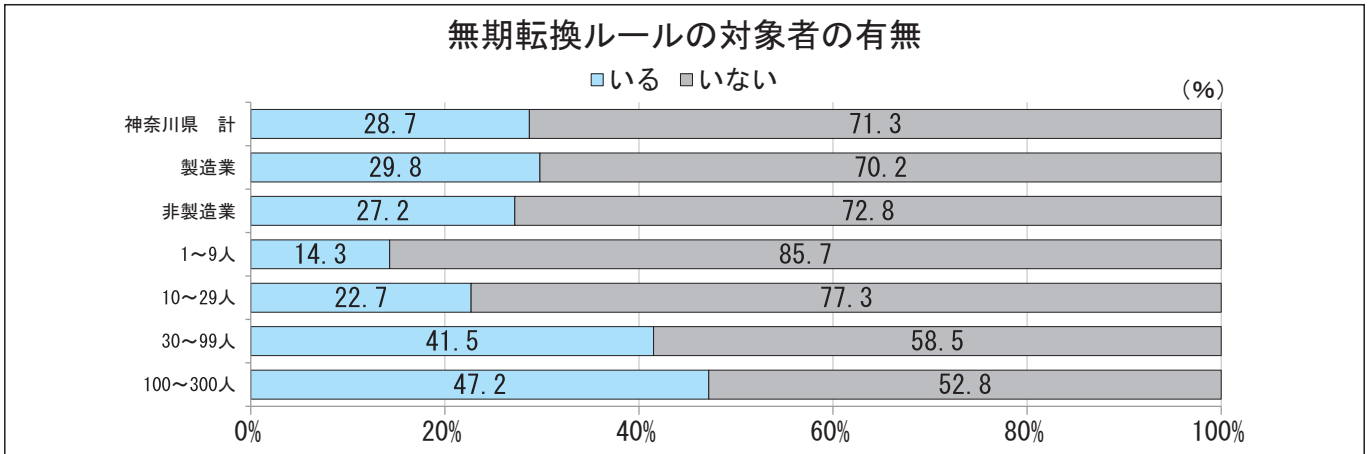
「知っていた」を業種別でみると、製造業では「機械器具」が89.8%、非製造業では「情報通信業」が94.4%と最も多くなっている。



2. 無期転換ルールの対象者の有無

無期転換ルールの対象者の有無について、「いる」との回答した事業所は、28.7%（全国18.5%）、「いない」と回答した事業所は71.3%（全国81.5%）となっている。

業種別では、対象者が「いる」事業所は、製造業では29.8%、非製造業では27.2%となっている。

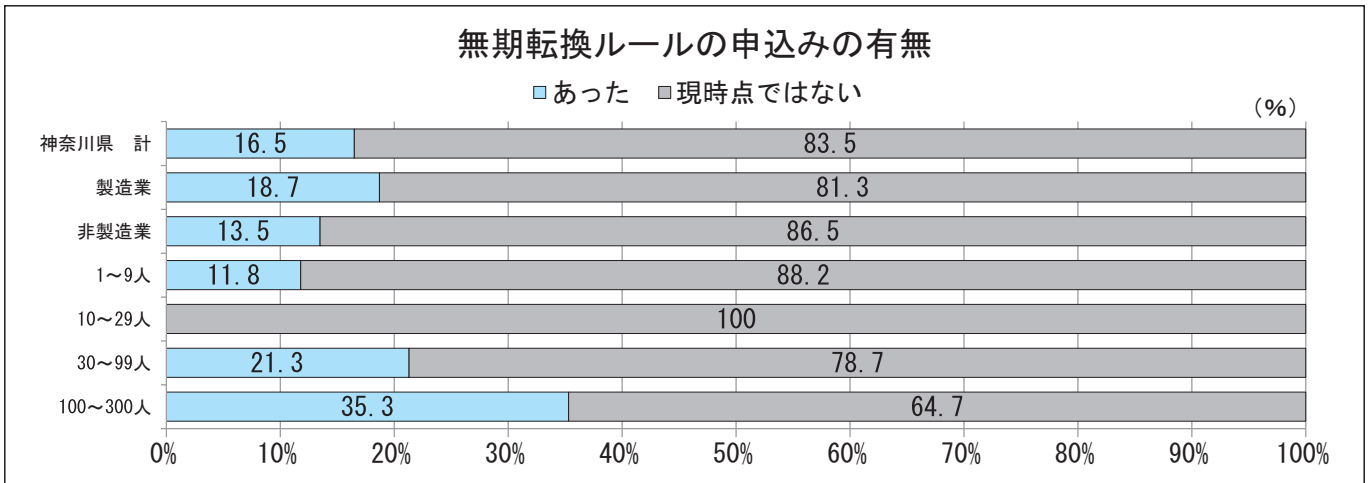


3. 無期転換ルールの申込みの有無

無期転換ルールの対象者が「いる」と回答した事業所のうち、対象者から無期転換ルールに基づく申込みが「あった」が16.5%（全国13.4%）、「現時点ではない」が83.5%（全国86.6%）であった。

業種別では、申込みが「あった」事業所は、製造業では18.7%、非製造業では13.5%となっている。

なお、従業員数規模別で申込みが「あった」事業所についてみると、「100~300人」の事業所で35.3%、次いで、「30~99人」の事業所で21.3%となっており、規模の大きい事業所ほど申込率が高くなっている。



★無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込により、期間の定めない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働者が対象です。
(労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)

<対象となる労働者>

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

(出典：厚生労働省 リーフレット はじまります。「無期転換ルール」 より抜粋)

【参考】

無期転換ルールの認知度（県別） ※栃木県を除く （単位：％）					
順位	都道府県名	知っていた	順位	都道府県名	知っていた
—	全国	63.8	24	青森県	64.9
1	福井県	81.0	25	愛知県	64.7
2	高知県	79.7	26	山梨県	63.8
3	静岡県	75.3	27	奈良県	63.5
4	岡山県	74.3	28	広島県	63.2
5	長野県	72.6	29	山形県	63.0
6	岩手県	72.4	30	福島県	62.8
7	鳥取県	71.8	31	新潟県	62.6
8	秋田県	71.4	32	鹿児島県	61.2
9	大分県	71.1	33	長崎県	60.9
10	大阪府	71.0	34	千葉県	60.8
11	群馬県	70.6	35	滋賀県	59.3
12	神奈川県	70.1	36	京都府	58.9
13	富山県	68.9	37	三重県	58.4
14	熊本県	68.5	38	埼玉県	57.3
15	石川県	68.4	38	山口県	57.3
16	北海道	68.2	40	佐賀県	56.2
17	東京都	67.8	41	和歌山県	55.2
18	宮城県	67.3	41	福岡県	55.2
19	徳島県	67.2	43	岐阜県	54.9
20	愛媛県	66.8	44	宮崎県	53.3
21	島根県	65.9	45	沖縄県	51.8
22	兵庫県	65.5	46	茨城県	50.9
23	香川県	65.1			

無期転換ルールの申込みの有無（県別） ※栃木県を除く （単位：％）					
順位	都道府県名	あった	順位	都道府県名	あった
—	全国	13.4	23	奈良県	12.5
1	福井県	33.3	25	山梨県	12.1
2	愛媛県	26.5	26	岐阜県	12.0
3	長野県	22.8	27	沖縄県	11.9
4	岩手県	19.1	28	北海道	11.5
4	青森県	19.1	28	大分県	11.5
6	佐賀県	18.6	30	石川県	10.6
7	大阪府	18.5	31	愛知県	10.2
8	岡山県	17.6	32	長崎県	9.6
9	広島県	17.5	33	鳥取県	9.5
10	神奈川県	16.5	34	茨城県	8.0
11	兵庫県	16.2	35	島根県	7.7
12	鹿児島県	15.9	36	福島県	7.5
13	東京都	15.7	37	福岡県	7.2
14	三重県	15.5	38	高知県	7.1
15	群馬県	14.7	39	富山県	6.9
16	滋賀県	14.5	40	徳島県	6.7
17	秋田県	14.4	41	和歌山県	6.4
18	熊本県	13.8	42	山形県	5.9
19	香川県	13.7	42	山口県	5.9
20	新潟県	13.4	44	宮崎県	5.8
21	京都府	13.3	45	埼玉県	5.2
22	千葉県	13.0	46	宮城県	4.8
23	静岡県	12.5			

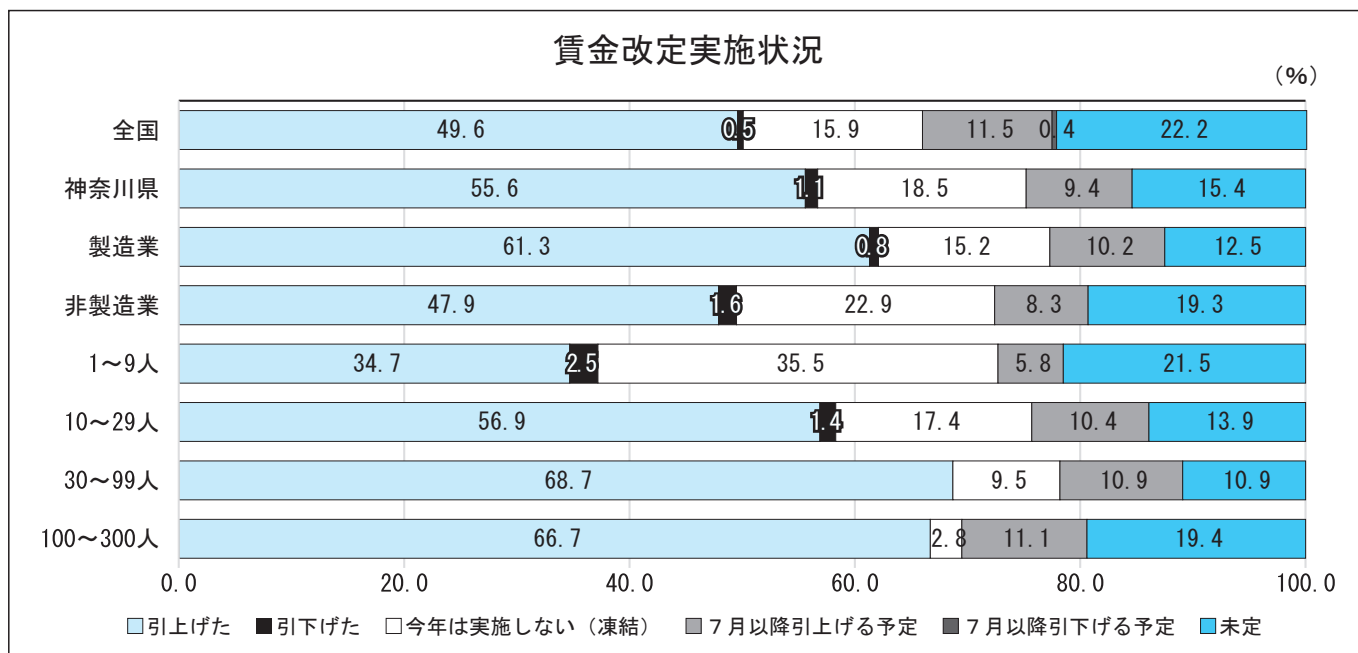
賃金改定について

1. 賃金改定の実施状況

平成30年1月1日から7月1日の間の賃金改定の実施状況は、「引上げた」事業所が55.6%と最も多く、前年(52.8%)を2.8ポイント上回っている。

業種別では、「引上げた」事業所が、製造業では61.3%あり、前年(59.6%)より1.7ポイント増加し、非製造業では47.9%あり、前年(43.0%)より4.9ポイント増加している。

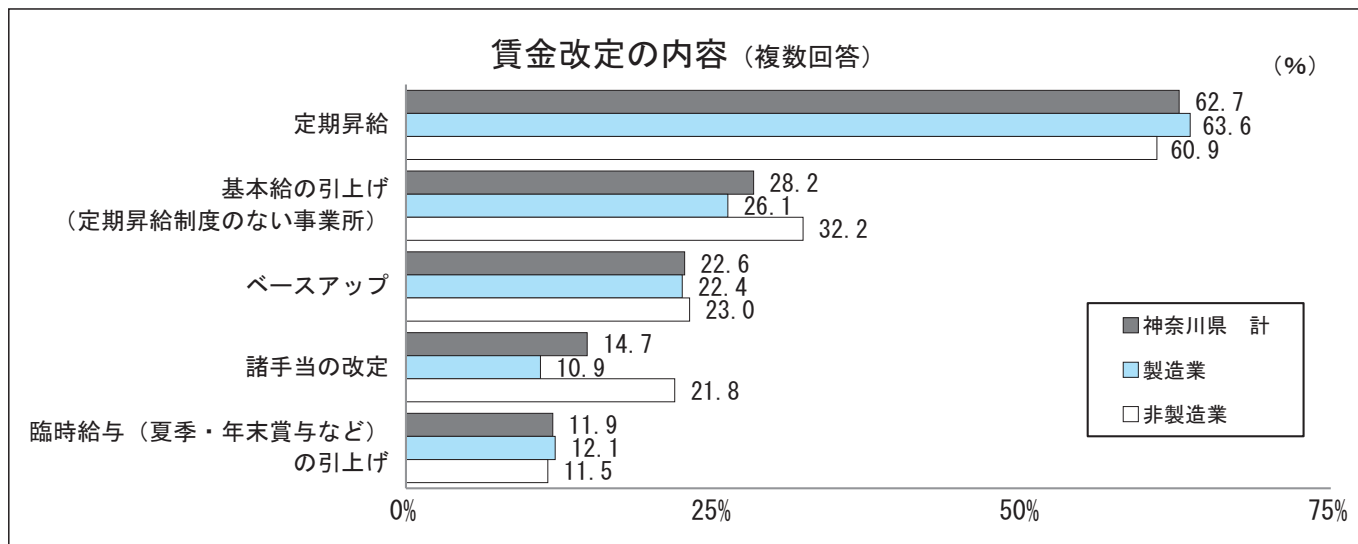
従業員数規模別では、「引上げた」事業所は、「30～99人」の事業所で68.7%（前年67.2%）と最も多く、次いで、「100～300人」の事業所66.7%（同68.3%）、「10～29人」の事業所56.9%（同49.6%）の順となっている。



2. 賃金改定の内容

賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容は、「定期昇給」62.7%、次いで、「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」28.2%、「ベースアップ」22.6%、「諸手当の改定」14.7%、「臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ」11.9%の順となっている。

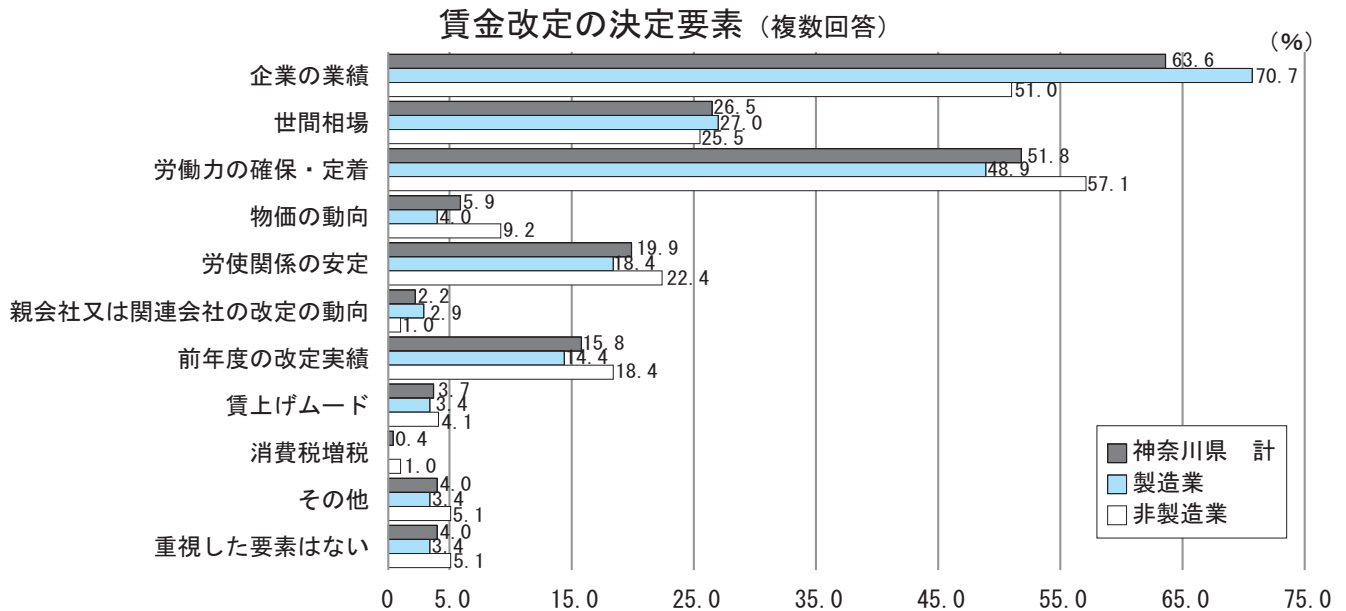
業種別でも、「定期昇給」が最も多く、製造業で63.6%（前年比 -5.5ポイント）、非製造業で60.9%（同+5.5ポイント）となっている。



3. 賃金改定の決定要素(複数回答)

今年の賃金改定の決定の際に、どのような要素を重視したかについては「企業の業績」が最も多く、63.6%（前年65.7%・2.1ポイント減）、次いで、「労働力の確保・定着」が51.8%（同53.5%・1.7ポイント減）の順となっている。

業種別でみると、製造業では「企業の業績」が70.7%（同71.3%・0.6ポイント減）で最も多くなっているのに対し、非製造業では「労働力の確保・定着」が57.1%（同60.9%・3.8ポイント減）となっている。



4. 平均昇給額と平均昇給率

賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した事業所における平均昇給額と平均昇給率(加重平均：対象者1人当たり)は、平均昇給額6,376円、平均昇給率2.19%で、前年を972円、0.25ポイント上回っている。

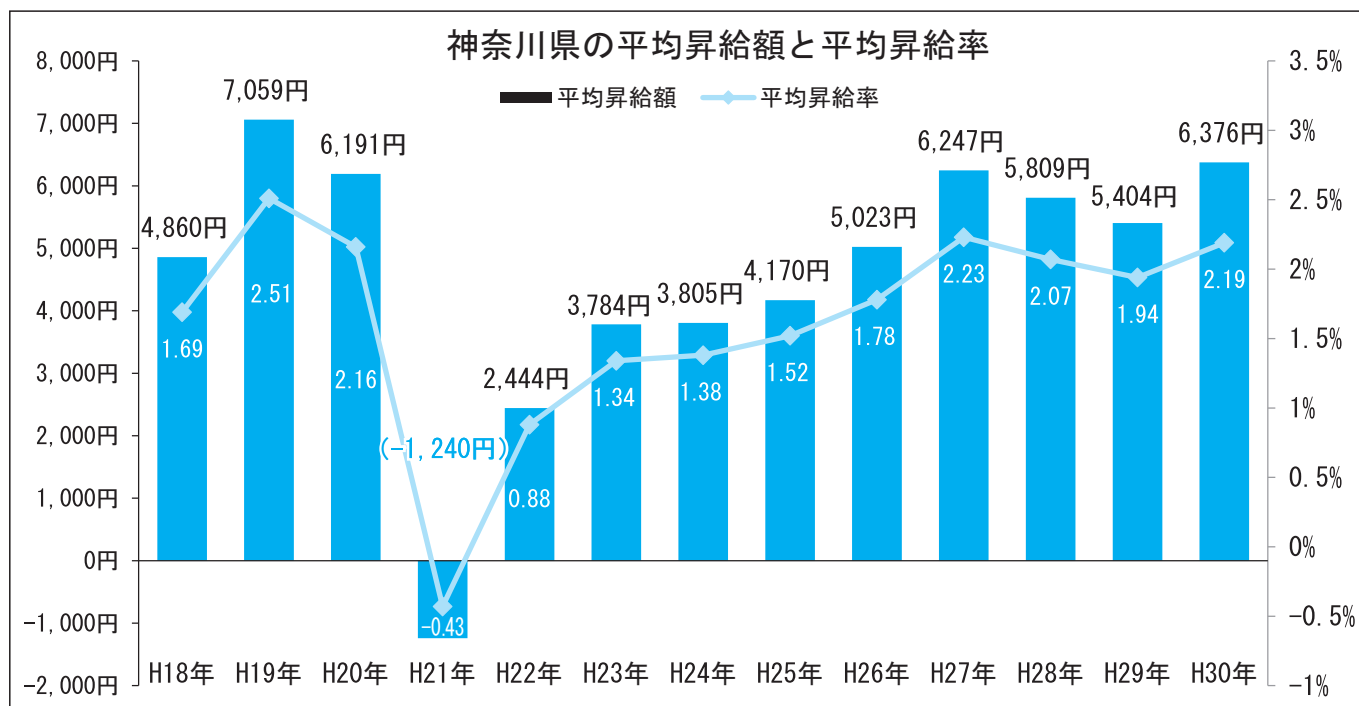
業種別でみると、平均昇給額は業種によってばらつきがあるが、製造業では、その他製造業(パルプ、紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業)が8,772円、非製造業では、建設業が7,009円となっており、製造業、非製造業ともに、神奈川県全体の平均をそれぞれ上回る結果となっている。

平均昇給額と平均昇給率(加重平均) ()内は前年比

全国		5,793円 (+632)	2.33% (+0.24)
神奈川県		6,376円 (+972)	2.19% (+0.25)
業種	製造業	6,579円 (+1,190)	2.28% (+0.32)
	非製造業	6,008円 (+565)	2.02% (+0.12)
規模別	1～9人	6,515円 (-100)	2.22% (-0.24)
	10～29人	6,593円 (+1,345)	2.27% (+0.41)
	30～99人	6,440円 (+961)	2.21% (+0.30)
	100～300人	6,168円 (+914)	2.12% (+0.16)

業種別の平均昇給額(加重平均)

製造業	食料品	7,048円	非製造業	情報通信業	6,878円
	繊維工業	6,895円		運輸業	4,731円
	木材・木製品	3,279円		建設業	7,009円
	印刷・同関連	4,813円		卸売業	6,080円
	窯業・土石	3,304円		小売業	5,262円
	化学工業	7,404円		サービス業	5,826円
	金属・同製品	6,563円			
	機械器具	6,590円			
	その他	8,772円			



都道府県別でみると、神奈川県は平均賃金は297,832円で、全都道府県中1位となっている。

都道府県別(栃木県を除く)の平均賃金(加重平均)

(単位：円)

順位	都道府県名	平均賃金	順位	都道府県名	平均賃金
—	全国	254,038	24	香川県	250,821
1	神奈川県	297,832	25	北海道	250,703
2	埼玉県	292,597	26	福岡県	250,308
3	千葉県	289,951	27	岡山県	248,387
4	東京都	289,086	28	新潟県	243,624
5	大阪府	283,102	29	宮城県	242,942
6	愛知県	278,471	30	茨城県	242,087
7	三重県	273,555	31	長崎県	240,064
8	福井県	272,937	32	徳島県	238,967
9	滋賀県	270,985	33	高知県	237,064
10	京都府	268,638	34	鹿児島県	235,474
11	岐阜県	268,277	35	熊本県	233,747
12	奈良県	267,031	36	青森県	231,596
13	山梨県	266,281	37	宮崎県	231,452
14	兵庫県	265,073	38	佐賀県	231,294
15	静岡県	262,350	39	島根県	230,515
16	長野県	260,624	40	福島県	229,680
17	群馬県	260,534	41	岩手県	229,431
18	山口県	257,716	42	沖縄県	229,306
19	和歌山県	257,465	43	秋田県	228,693
20	富山県	256,588	44	鳥取県	227,838
21	石川県	254,631	45	大分県	227,337
22	広島県	253,911	46	山形県	223,762
23	愛媛県	251,096			

【参考資料】

(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

1 4

(左欄は記入しないでください。)

平成 30 年 6 月



平成 30 年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 30 年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成 30 年 7 月 1 日 調査締切：平成 30 年 7 月 13 日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月13日までに返送ください。

神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル9階

電話 045-633-5134 FAX 045-633-5139

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名
所在地 (〒 -)	電話番号 -
	FAX 番号 -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職別工事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)

設問 1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 平成 30 年 7 月 1 日現在の形態別の従業員数 (役員を除く) を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人		男性 人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比 増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性 人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比 増・不変・減

〔注〕(1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。

(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。

- ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者

(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 平成 30 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定	5. 7 月以降引下げる予定	6. 未定

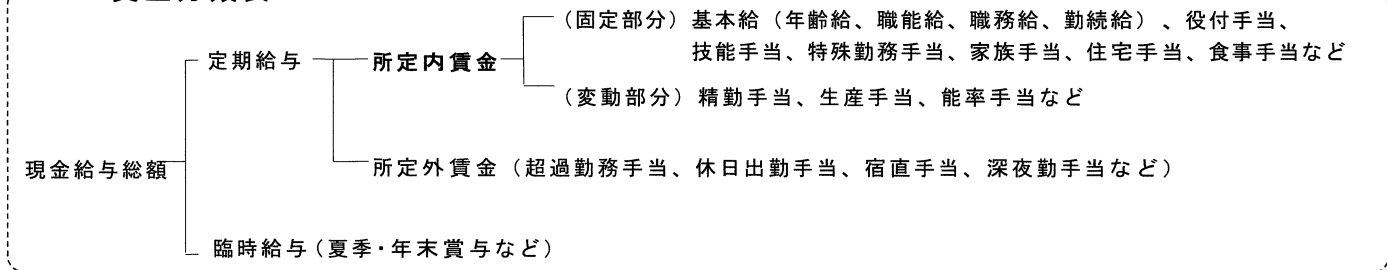
※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にお答えください。

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご確認ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

- 〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を引上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

- 〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
- (2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7 月 13 日までにご返送ください。

【参考資料】

回答事業所数の内訳

	事業所数	1～9人	10～29人		30～99人	100～300人	上段:実数合計 下段:平均値	
			1～4人	5～9人				
全 国	18,697 100.0	6,258 33.5	2,902 15.5	3,356 17.9	6,494 34.7	4,671 25.0	1,274 6.8	593,630 31.75
神 奈 川 県	450 100.0	123 27.3	51 11.3	72 16.0	144 32.0	147 32.7	36 8.0	16,430 36.51
製 造 業 計	257 100.0	65 25.3	24 9.3	41 16.0	87 33.9	83 32.3	22 8.6	9,719 37.82
食 料 品	20 100.0	6 30.0	3 15.0	3 15.0	6 30.0	6 30.0	2 10.0	961 48.05
織 維 工 業	14 100.0	9 64.3	4 28.6	5 35.7	2 14.3	3 21.4		252 18.00
木 材・木 製 品	14 100.0	10 71.4	2 14.3	8 57.1	1 7.1	3 21.4		223 15.93
印 刷・同 関 連	26 100.0	12 46.2	5 19.2	7 26.9	8 30.8	4 15.4	2 7.7	621 23.88
窯 業・土 石	15 100.0	2 13.3		2 13.3	9 60.0	4 26.7		343 22.87
化 学 工 業	18 100.0	5 27.8	2 11.1	3 16.7	6 33.3	7 38.9		483 26.83
金 属・同 製 品	73 100.0	12 16.4	2 2.7	10 13.7	34 46.6	23 31.5	4 5.5	2,625 35.96
機 械 器 具	49 100.0	3 6.1	2 4.1	1 2.0	11 22.4	22 44.9	13 26.5	3,352 68.41
そ の 他	28 100.0	6 21.4	4 14.3	2 7.1	10 35.7	11 39.3	1 3.6	859 30.68
非 製 造 業 計	193 100.0	58 30.1	27 14.0	31 16.1	57 29.5	64 33.2	14 7.3	6,711 34.77
情 報 通 信 業	18 100.0	5 27.8	2 11.1	3 16.7	3 16.7	8 44.4	2 11.1	744 41.33
運 輸 業	39 100.0	4 10.3	2 5.1	2 5.1	15 38.5	15 38.5	5 12.8	1,977 50.69
建 設 業	41 100.0	10 24.4	4 9.8	6 14.6	16 39.0	11 26.8	4 9.8	1,405 34.27
総 合 工 事 業	15 100.0	3 20.0	1 6.7	2 13.3	3 20.0	6 40.0	3 20.0	778 51.87
職 別 工 事 業	18 100.0	6 33.3	3 16.7	3 16.7	9 50.0	3 16.7		274 15.22
設 備 工 事 業	8 100.0	1 12.5		1 12.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	353 44.13
卸・小 売 業	47 100.0	19 40.4	7 14.9	12 25.5	12 25.5	13 27.7	3 6.4	1,342 28.55
卸 売 業	25 100.0	9 36.0	2 8.0	7 28.0	7 28.0	8 32.0	1 4.0	625 25.00
小 売 業	22 100.0	10 45.5	5 22.7	5 22.7	5 22.7	5 22.7	2 9.1	717 32.59
サ ー ビ ス 業	48 100.0	20 41.7	12 25	8 16.7	11 22.9	17 35.4		1,243 25.90
対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	39 100.0	16 41.0	8 20.5	8 20.5	8 20.5	15 38.5		1,105 28.33
対 個 人 サ ー ビ ス 業	9 100.0	4 44.4	4 44.4		3 33.3	2 22.2		138 15.33

■神奈川県中小企業団体中央会とは・・・

中小企業等協同組合法に基づき設置された機関で、主に県内の協同組合や中小企業連携の支援機関として活動している団体です。

現在、約 900 団体の会員組織で構成されており、協同組合等の設立、巡回相談、情報提供、行政機関等への建議・陳情など様々な事業展開しております。

平成 30 年度中小企業労働事情実態調査報告書

編集・発行：平成 31 年 2 月

神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部

〒231-0015

横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター9 階

TEL 045-633-5134 / FAX 045-633-5139

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>